

地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程の一部改正について

医療推進課

1 改正の内容

6月と12月に支給される賞与について改正
 26年度と27年度以降ともに年間支給月数は2.95月から3.1月（副理事長は2.1月から2.15月）となる。

改正後の支給割合		役員 (副理事長を除く)	副理事長	施行期日
平成26年度	6月支給	100分の140	100分の102.5	平成26年12月25日 (平成26年12月1日適用)
	12月支給	100分の170	100分の112.5	
平成27年度 以降	6月支給	100分の155	100分の107.5	平成27年4月1日
	12月支給	100分の155	100分の107.5	

2 改正の理由

人事委員会の勧告により県職員の期末・勤勉手当の年間支給月数が上げられたことを踏まえ、県の引き上げに準じて改正を行った。

(参考)

○地方独立行政法人法

(役員報酬等)

第四十八条 (第一項略)

2 役員報酬等の支給基準を変更したときは、知事に届け出なければならない(第三項略)

(評価委員会の意見の申出)

第四十九条 知事は、届出があったときは、評価委員会に通知するものとする

2 評価委員会は、通知を受けたときは、支給基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、知事に対し、意見を申し出ることができる

(準用)

第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員報酬等について準用する。

役員報酬規程の一部を改正する規程 新旧対照表

改正後（平成27年4月1日施行）	改正後（平成26年12月25日施行）	改正前
<p>(賞与)</p> <p>第10条 賞与は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退任し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。</p> <p>2 賞与の額は、基本給及び地域手当の合計額に、<u>100分の155</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 100分の100</p> <p>(2) 5月以上6月未満 100分の80</p> <p>(3) 3月以上5月未満 100分の60</p> <p>(4) 3月未満 100分の30</p> <p>3～4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>2 当分の間、副理事長に支給する賞与に関する第9条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の155</u>」とあるのは「<u>100分の107.5</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(賞与)</p> <p>第10条 賞与は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退任し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。</p> <p>2 賞与の額は、基本給及び地域手当の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 100分の100</p> <p>(2) 5月以上6月未満 100分の80</p> <p>(3) 3月以上5月未満 100分の60</p> <p>(4) 3月未満 100分の30</p> <p>3～4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>2 当分の間、副理事長に支給する賞与に関する第9条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の140</u>」とあるのは「<u>100分の102.5</u>」と、「<u>100分の170</u>」とあるのは「<u>100分の112.5</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(賞与)</p> <p>第10条 賞与は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退任し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。</p> <p>2 賞与の額は、基本給及び地域手当の合計額に、6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には<u>100分の155</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 100分の100</p> <p>(2) 5月以上6月未満 100分の80</p> <p>(3) 3月以上5月未満 100分の60</p> <p>(4) 3月未満 100分の30</p> <p>3～4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>2 当分の間、副理事長に支給する賞与に関する第9条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の140</u>」とあるのは「<u>100分の102.5</u>」と、「<u>100分の155</u>」とあるのは「<u>100分の107.5</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p>

改正後（平成27年4月1日施行）	改正後（平成26年12月25日施行）	改正前
<p data-bbox="174 116 775 180">附則（平成23年11月30日規程4-1-5抄） （施行期日）</p> <p data-bbox="174 220 232 252">（略）</p> <p data-bbox="174 300 703 363"><u>附則（平成26年12月25日規程1-4-4） （施行期日）</u></p> <p data-bbox="159 371 788 403"><u>1 この規程は、平成26年12月25日から施行する。</u></p> <p data-bbox="174 411 788 475"><u>ただし、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。</u></p> <p data-bbox="159 483 788 611"><u>2 第1条の規定による改正後の地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程第10条第2項及び附則2の規定は平成26年12月1日から適用する。</u></p>	<p data-bbox="833 116 1433 180">附則（平成23年11月30日規程4-1-5抄） （施行期日）</p> <p data-bbox="833 220 891 252">（略）</p> <p data-bbox="833 300 1361 363"><u>附則（平成26年12月25日規程1-4-4） （施行期日）</u></p> <p data-bbox="817 371 1447 403"><u>1 この規程は、平成26年12月25日から施行する。</u></p> <p data-bbox="833 411 1447 475"><u>ただし、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。</u></p> <p data-bbox="817 483 1447 611"><u>2 第1条の規定による改正後の地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程第10条第2項及び附則2の規定は平成26年12月1日から適用する。</u></p>	<p data-bbox="1491 116 2092 180">附則（平成23年11月30日規程4-1-5抄） （施行期日）</p> <p data-bbox="1491 212 1550 244">（略）</p>